

第1号様式

年 月 日

一般社団法人岡山県トラック協会
会 長 殿

住 所

名 称

代表者 ㊟
(他県本社の場合は本社住所・名称・代表者を記載)

協 会 加 入 申 込 書

年 月 日付け 中国自貨第
中国自認第
岡運輸第 号
号
号をもって下記の通り 許可
認可 にな

りましたので、貴協会に入会いたしたく申込み致します。

記

1. 事業の種類 (一般・特積・特定・霊柩) 貨物自動車運送事業
2. 会社の概要 (会社名・営業所名・役職名・代表者名・所在地・電話FAX番号等)
※ 許認可を受けた事業所を記載してください。

会 社 名	
営 業 所 名	
役 職 名	
代 表 者 名	
郵 便 番 号	
所 在 地	
電 話 番 号	
FAX 番 号	

(注) 添付書類：宣誓書、指定代表者届(他県本社の場合)

-----上記内容につきましては会員名簿等に記載され会員に公表されますのでご了解下さい。-----
(処理欄)

入金金受領	有	無
入金金受領日	年	月 日

受付年月日 年 月 日

受付支部名 ㊟

会員名簿 No.	
地区 - No.	-
コード No.	

会員状況 (月 日)	
加入後会員数	

宣 誓 書

1. 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物自動車運送事業、又は同法第35条による特定貨物自動車運送事業の許可を受け、岡山県内に営業所を設置して貨物自動車運送事業を営んでいること。
2. 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知が到達した日（同条第3項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。第4号において同じ。）前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第6号及び第8号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第5条第3号の規定に基づき貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号。以下「施行規則」という。）第3条の2に規定する密接な関係を有する者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (4) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の通知が到達した日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (5) 法第60条第4項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（施行規則第3条の3に定める特定の日をいう。）までの間に法第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (6) 第4号に規定する期間内に法第32条（第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の届出があった場合において、同号の聴聞の通知が到達した日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するもの
- (8) 法人であつて、その役員のうち前各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する者のあるもの
- (9) この法人を除名されて1年を経過しない者

3. この法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従うものであること。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名

⑩